六十三	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
六十四	この項第二欄第十六号に規定する部局（以下この項において「航空自衛隊部隊」という。）の所掌事務を分掌する科の長の属する職制上の段階	科長
六十五	第十六号航空自衛隊部隊の科の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
六十六	第十六号航空自衛隊部隊の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
六十七	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
六十八	この項第二欄第十七号に掲げる部局又は機関等の本部、群又は部隊の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
六十九	この項第二欄第十七号に規定する部局又は機関等の群、部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
七十	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
七十一	自衛隊指揮通信システム隊に置かれる部隊の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
七十二	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

十六	航空自衛隊の部隊のうち、部が置かれず科が置かれる部隊（前三号に掲げるものを除く。）	
十七	航空自衛隊の部隊（前四号に掲げるものを除く。）	
十八	自衛隊指揮通信システム隊	

十九	統合幕僚学校及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の学校	
七十三	この項第二欄第十九号に規定する部局（「学校」とあるのは「校」と、「部」とあるのは「部が置かれていない学校の課の長」と、「又は機関等（以下「部」という。）の所掌事務を分掌する課の長」とあるのは「又は機関等の所掌事務を分掌する課の長」と読み替えるものに限る。）の属する職制上の段階	部長
七十四	学校の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
七十五	学校の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
七十六	学校の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
七十七	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
七十八	この項第二欄第二十号に掲げる部局又は機関等（以下「補給処」という。）の部の長の属する職制上の段階	部長
七十九	補給処の部の所掌事務を分掌する課の長の属する職制上の段階	課長
八十	補給処の課の所掌事務を分掌する班の長の属する職制上の段階	班長
八十一	補給処の班の所掌事務を分掌する係の長の属する職制上の段階	係長
八十二	前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

二十	陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の補給処	
二十一	自衛隊中央病院及び自衛隊地区病院	
八十三	自衛隊中央病院長の属する職制上の段階	病院長
八十四	自衛隊中央病院の所掌事務を分掌する部の長の属する職制上の段階	部長